

池田市（消防）告示第2号

消防法第17条の3の2の消防用設備等で消防設備点検資格者による点検を要する防火対象物について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条第2項第2号の規定に基づき消防法第17条の3の3消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者、又は自治大臣が認める資格を有する者に点検をうけさせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

昭和51年4月10日

池田市消防長 山川増平

消防法施行令別表第1に掲げる区分

	令別表の区分	防火対象物の種類	延面積	
1	5項 口	寄宿舍・下宿又は共同住宅	1,000㎡以上	
	7項	小学校・中学校・高校・大学・各種学校等		
	8項	図書館・博物館・美術館等		
	9項 口	公衆浴場		
	10項	車両の停車場等		
	11項	神社・寺院・教会等		
	12項	イ		工場又は作業場
		ロ		映画スタジオ又はテレビスタジオ
	13項	イ		自動車車庫又は駐車場
		ロ		飛行機又は回転翼航空機の格納庫
	14項	倉庫		
	15項	官公署・銀行その他の事務所等		
	16項 口	16項イ以外の複合用途防火対象物		
17項	文化財保護法の規定によって指定又は認定されたもの			
2	18項	延長50メートル以上のアーケード	1,000㎡以上	